

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人 四天王寺学園
② 設置大学名称	四天王寺大学短期大学部
③ 担当部署	総務課
④ 問合せ先	soumu@shitennoji.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2025年12月26日
⑥ 点検結果の公表日	2025年12月27日
⑦ 点検結果の掲載先URL	https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/governancecode/
⑧ 本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2-2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

II—I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1—1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1—1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	<p>建学の精神、学園訓、教育研究上の目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対して明示している。</p> <p>建学の精神、学園訓、教育研究上の目的 URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/philosophy/</p>
実施項目1—1②	<p>説明</p> <p>「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化</p> <p>各学科において、3つのポリシー（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）を定め明確に示している。また、履修系統図を作成し、学生が学びの道筋を理解しやすくなるように努めている。全学における自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直しをはじめ、教育の質の向上のための取組みを継続的に進めている。</p> <p>3つのポリシー URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/policy/</p> <p>自己点検・評価 URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/jiko/</p>
実施項目1—1③	<p>説明</p> <p>教学組織の権限と役割の明確化</p> <p>四天王寺大学短期大学部（以下「本学」という）本学の教育研究に関する全学的な制度・方針及び運営上の主要事項について、学長が意思決定をするにあたり、学長を議長とする「教育研究評議会」を置くことを四天王寺大学短期大学部学則（以下「学則」という。）で定め、審議を経た上で学長が判断する体制としている。</p> <p>短期大学部には教授会を置き、教育研究に関する重要事項を審議し、学長が決定を行う際に意見を述べる機関として位置付け、その権限と役割を、学則及び教授会規程に定めている。</p> <p>また、学長が職務を適切に遂行するにあたり、副学長・学長補佐を置き、学長を補佐する体制を構築している。</p> <p>これらにより教学組織の権限と役割の明確化を図っている。</p> <p>四天王寺大学短期大学部学則 URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/gakusoku/</p>
実施項目1—1④	<p>説明</p> <p>教職協働体制の確保</p> <p>本学は、教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編成している。</p> <p>その編成に当たっては、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での共同や組織的な連携体制を確保しつつ、教</p>

	育研究に係る責任の所在を明確にすることを学則に定めている。 四天王寺大学短期大学部学則 URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/gakusoku/
実施項目 1－1⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	説明 本学は、四天王寺大学短期大学部学則第18条に定める組織的な研修として、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）及びファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動を実施している。 SDは、職員を対象とした全学的な研修はもとより、各職員に対して各種研修・セミナー等の機会を提供することで、各職員の課題解決に向けた取り組みを後押しし、職員の能力及び資質向上を図っている。 FDは、教育研究評議会及び教育改革推進本部会議で示された基本方針・計画に基づき、所管する高等教育推進センターが活動の推進にあたり、研修会等を継続的に実施し、教員の資質向上を図っている。 FD・SD活動報告 URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/fsd/ 四天王寺大学短期大学部学則 URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/gakusoku/

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	説明 学長を本部長とする教育改革推進本部において、本学を取り巻く状況を見据えつつ学内関係者の見解を収集した上で、学校法人四天王寺学園（以下、学園という。）の中長期的な状況等を踏まえて、中長期計画案を策定している。当該計画案は、教育研究評議会での審議の後、学校法人四天王寺学園評議員会（以下、学園評議員会という。）での意見を聴いたうえで、学校法人四天王寺理事会（以下、学園理事会という。）の審議を経て決定している。
実施項目 1－2② 計画実現のための進捗管理	説明 計画実現のため年度事業計画を毎年度策定し、教育研究評議会にて審議したうえで、学園理事会の議を経て決定している。年度計画期間終了後には達成状況を取りまとめ達成度、課題等を明確化し、教育研究評議会にて点検・審議したうえで、学園理事会の議を経て決定している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	<p>社会に対して教育研究活動の成果を還元するために、科目等履修制度や社会人入学制度を設けているほか、地域連携・研究推進センターによる公開講座やオープンカレッジによる学習機会の提供など、意欲のある社会人が本学で学ぶ機会を設けている。</p> <p>地域連携・研究推進センター URL: https://www.shitennoji.ac.jp/research/community/</p>
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	<p>地元自治体・企業・団体との連携協定を締結しており、社会課題への対応や産官学連携による地域課題の解決に取り組んでいる。</p> <p>地域の「知の拠点」として、教員の専門性を活かした地域活動や学生の教育・課外活動を通じた社会貢献・地域連携により、大学の役割を果たすよう努めている。</p> <p>自治体・企業・団体との連携協定一覧 URL: https://www.shitennoji.ac.jp/research/collaboration/</p>

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	<p>学生支援規程、障害のある学生の修学等の支援に関する規程を定め、修学上の合理的配慮や支援体制の充実を図っているほか、学生スタッフによる授業サポート、受験時の合理的配慮など多様な受験生の受け入れ対応、性の多様性についての本学の基本指針を定めるなど多様性を尊重する体制づくりに努めている。また、障害のある教職員の就業支援も積極的に取り組んでいる。</p> <p>学生支援規程 URL : (障害のある学生の修学等の支援に関する規程) https://www.shitennoji.ac.jp/campus-life/disabilities/ 性の多様性についての本学の基本指針 https://www.shitennoji.ac.jp/contact/</p>
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	<p>男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員（監事）や評議員等への女性登用に配慮している。</p> <p>四天王寺学園（役員名簿・評議員名簿）URL: https://www.shitennoji.ac.jp/gakuen/</p>

原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>法令及び学校法人四天王寺学園寄附行為（以下、寄附行為という。）に基づき、監事及び会計監査人の独立性を確保する観点を重視し、選任基準を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。</p> <p>また、理事長・常務理事、理事の職務を寄附行為及び学校法人四天王寺学園理事の職務権限規程（以下、理事の職務権限規程という。）に定め、明確にしている。</p> <p>理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に基づき設置し、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。</p>
実施項目3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	<p>理事会は、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に従い、必要な事項については、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項を審議、決定している。</p> <p>理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを寄附行為、理事会運営規則及び、評議員会運営規則に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。</p> <p>理事会・評議員会で決した事業計画や方針に基づいた法人の日常業務運営は、業務執行理事である常務理事が執行している。</p> <p>理事会及び評議員会議事録についても閲覧可能とし、適切に作成、保存及び管理している。</p> <p>四天王寺学園（寄附行為）URL: https://www.shitennoji.ac.jp/gakuen/</p>
実施項目3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	<p>理事会において、外部理事を含む全ての理事に対し、法人運営に関する情報提供を適切に行っている。</p> <p>また、学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、役員・評議員研修会を実施するとともにオンラインデマンドによる外部研修会への参画の情報提供も行っている。</p>

原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	<p>監事は、資格、職務等を寄附行為に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。会計監査人は、理事会で決議された選任基準に基づき、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。</p> <p>選任にあたっては、両者の独立性や利益相反の防止に十分配慮するとともに、その透明性を確保している。</p>

	四天王寺学園（寄附行為）URL: https://www.shitennoji.ac.jp/gakuen/
実施項目3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を学校法人四天王寺学園監事監査規程及び学校法人四天王寺学園内部監査規程を定め、監事は、会計監査人及び内部監査を行う内部監査室と情報交換を行い、協力体制を整えている。また、学校法人内部監査実施細則も定め、監査を適切に実施している。 四天王寺学園（監事監査規程・内部監査規程）URL: https://www.shitennoji.ac.jp/gakuen/
実施項目3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、役員・評議員研修会を実施している。その他に外部の監事研修会への参画の機会も提供している。

原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任方法や属性・構成割合については、法令及び寄附行為に基づき、評議員の責務を踏まえた人材を確保するとともに、選任過程の透明性を確保し、適切に選任を行っている。 四天王寺学園（寄附行為）URL: https://www.shitennoji.ac.jp/gakuen/
実施項目3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催することとし、理事会の議決に基づき理事長が招集する。評議員会には理事長・常務理事(代表業務執行理事)、監事が出席することとしており、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保している。
実施項目3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。また、役員・評議員研修会を実施するとともにオンデマンドによる外部研修会への参画の情報提供も行っている。

原則3－4 危機管理体制の確立

実施項目3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	内部統制システムを整備し、リスク管理に関する管理体制を整え、学校法人四天王寺学園リスクマネジメント基本規程を定めている。理事長は、学園におけるリスクマネジメントを統括し、常務理事がリスクマネジメントの推進に努め、学校等の長は、当該学校等におけるリスクマネジメントを統括

	し、リスクマネジメントを推進している。また、四天王寺大学・四天王寺大学短期大学部において事業継続計画（B C P）を策定し運用している。
実施項目 3－4②	説明

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	<p>学園及び本学のホームページにおいて、学校法人四天王寺学園情報公開規程を公表し、社会に対する説明責任と適切な情報公開について方針を明示している。</p> <p>そのうえで、学園の経営に関する情報、組織、財務状況及び規程、その他の取組みを適切に公開している。</p> <p>また、学校教育法施行規則等に基づき、学生や保護者、社会全体への説明責任を果たすため、大学の教育・研究、自己点検・評価などに関する情報を本学ホームページで適切に公開している。</p> <p>情報公開規程 URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/rules/</p> <p>自己点検・評価 URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/jiko/</p>
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	<p>本学ホームページにおいて、教育・研究情報の公表や FACT BOOK などの掲載により教育研究・経営に関する状況について公開している。また、ホームページの運用に際しては、学生、保護者、卒業生、企業・一般の方といったステークホルダーごとに情報を整理し、必要な情報にアクセスしやすい構成としているほか、SNSを活用した情報発信にも取り組み、説明方法等を工夫し、幅広いステークホルダーへの理解促進に努めている。</p> <p>教育・研究情報の公表 URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/kouhyou/</p> <p>FACT BOOK URL: https://www.shitennoji.ac.jp/about/disclosure/factbook/</p> <p>本学ホームページ URL: https://www.shitennoji.ac.jp/</p>

II-Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明